はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路

土地改良区だより

平成26年７月発行

第　１３　号

編集・発行　羽生領島中領用排水路土地改良区　総務課
本所　〒348-0027
埼玉県羽生市大字上羽生462番地
TEL 048-561-3791　FAX 048-563-3218
http://hanyuryo.com
E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp

樋遣川堰（加須市下樋遣川地内）

【おもな内容】

●通常総代会開会あいさつ
●平成２６年度予算
●平成２６年度賦課金等について
●おしらせ
●平成２５年度事業の実施状況
●財務状況の公表
●お願い
●葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成25年度通常総代会

開会あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長　野本陽一

皆様、おはようございます。

本日は、平成25年度通常総代会を開催いたしましたところ、役員、総代の皆様には、ご多用の中、万障繰り合わせてご出席をいただき、心より御礼を申し上げます。

また、顧問の野中英二様、並びに日頃から本土地改良区の事業及び運営に特段のご高配と、ご指導をいただいております埼玉県農村整備課 牧副課長様、水資源機構利根導水総合事業所の坪井所長様を始め、ご来賓の皆様方には、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、例年でありますと通常総代会は3月下旬に行っておりましたが、今年度につきましては特別と言うことで1ヶ月前倒しで行うこととなりました。議案にもありますように、本日の総代会において「県営土地改良事業 島中領地区」の施行申請の議決をしていただいた後、埼玉県知事あて提出する予定となっておりますので、ご理解をいただければと思っております。

ところで、昨年を振り返りますと異常気象が続き、春先には気温が上昇すると同時に降水量が平年値をかなり下回りました。梅雨明け以降も連日猛暑が続いたため、7月23日には利根川上流8ダムの貯水量が1億7，343万㎥、貯水率50%にまで減少となりました。そのため、埼玉県農林部長から農業用水の節水について依頼がありました。昨年度に引き続き今年度も7月24日から10%の取水制限を行ったわけですが、組合員の皆様の節水や番水等にご協力をいただいた結果、効率的な水運用ができたのではないかと思って

おります。

また、8月下旬から9月上旬には秋雨前線によります連続的な降雨や、度重なる台風、竜巻の発生など不安定な天候が続きました。全国的にも農作物や農業施設への被害が多数あったと聞いております。今後、防災体制の確立と災害に強い施設の整備・管理が必要であると思うしだいでございます。そのため、国では防災・減災のための国土強靭化を策定し、災害に強い国土づくりを進めようとしております。

さらには、農業をめぐっては農家所得の減少や担い手の不足、高齢化といった状況が続いております。そこで、国・県においては農業の競争力強化に向け、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備などを積極的に推進しているところでございます。

土地改良区といたしましては、農業経営の安定化と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能を目指しています。

今後、関係機関と連携を図りながら、組合員や地域の皆様方と協力して、業務の適正な執行と効率的な運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様方の特段のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

（理事長挨拶）

（議案採決状況）

平成２６年度一般会計収入支出予算

（単位：千円）

収入			支出		
科　　目	予　算　額	予算に占める割合	科　　目	予　算　額	予算に占める割合
1.組合費	１９１,３２８	４６.０%	1.事務費	７３,３６４	１７.６%
2.財産収入	２,１４１	０.５%	2.選挙費	３,５００	０.８%
3.使用料及び手数料	２１,５２９	５.２%	3.事務所費	１,５０１	０.４%
4.補助金及び交付金	１８,３７５	４.４%	4.事業費	２８５,７０６	６８.７%
5.受託費	９,５００	２.３%	5.諸　費	２９,６１０	７.１%
6.寄付金	１	０.０%	6.諸支出金	１２,２８１	３.０%
7.納付金	１１,１２５	２.７%	7.繰出金	８,８８９	２.１%
8.雑収入	４,２２１	１.０%	8.諸帳簿整理費	１	０.０%
9.繰越金	５６,０００	１３.４%	9.予備費	１,０７４	０.３%
10.繰入金	１１,２００	２.７%			
11.負担金	９０,５０６	２１.８%			
合　　計	４１５,９２６	１００.０%	合　　計	４１５,９２６	１００.０%

平成２６年度実施予定事業

１.県費単独土地改良事業

施設名	施工箇所	事業内容
堤根落排水路	加須市新川通地内	鉄筋コンクリート柵渠工
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工

２.土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工箇所	事業内容
才　　塚　　堰	羽生市大字弥勒地内	堰の整備補修

３.水路改良事業

施設名	施工箇所	事業内容
稲子用水路	羽生市大字稲子地内	フリューム工

平成２６年度　賦課金等について

１. 賦　課　金

◎平成２６年１月１日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

【羽生領地区】

地　　区	賦課金（1㎡あたり）	期　　別	納　期　限
羽　生　市 加　須　市 久　喜　市	田　4.30円 畑　2.15円	上　半　期	平成26年７月31日
		下　半　期	平成26年12月１日

【島中領地区】

地　　区	賦課金（1㎡あたり）	期　　別	納　期　限
久　喜　市 幸　手　市	田・畑　5円	上　半　期	平成26年７月31日
		下　半　期	平成26年12月１日

２. 陸田等用排水使用料

◎平成２６年８月１日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稲を耕作した場合、次の区分により使用料を徴収します。

【羽生領地区】　（1㎡あたり）

（１）用排水使用料（用水路又は排水路から取水するもの）……3.50円

（２）排水使用料（井戸から取水するもの）……1.20円

（３）併　　用（用排水路と井戸から併せて取水するもの）……2.35円

★指定河川排水区域

（１）用排水使用料（用水路又は排水路から取水するもの）……2.30円

（２）併　　用（用排水路と井戸から併せて取水するもの）……1.15円

☆　徴収期間　　平成２７年１月１日から平成２７年２月２日

３. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

【羽生領地区】（1㎡あたり）

地　目	田	畑
金　額	236円	118円

【島中領地区】（1㎡あたり）

地　目	田・畑
金　額	111円

４. 目的外排水負担金

◎平成２６年４月１日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

【羽生領地区】（1㎥あたり）　基準額 2.87円

※目的外排水負担金と施設使用料は平成26年度より消費税（８％）がかかります。

お　知　ら　せ

○ 総代・役員選挙が実施されます

当土地改良区総代の任期が、平成26年8月24日で満了となり土地改良法並びに定款などの規定により本年8月に選挙を行う予定です。これは、今後4年間組合員の皆様の代表として決算の承認、予算の議決、役員の選挙等の重要事項を決める総代会を組織する人を選び、皆様に最も関係の深い選挙になります。立候補できる方は、組合員で年齢25歳以上の方、かつ、成年被後見人、被保佐人及び禁固以上の刑に処せられて執行中でない方です。投票のできる人は選挙人名簿に登載されている人です。

また、役員（理事・監事）の任期は、平成26年9月9日で満了となり、選任された総代により8月末開催予定の臨時総代会で選任されます。

理事は、業務の執行機関で、事業の推進、広報など重要な仕事にあたります。監事は、業務執行、財産及び会計経理の状況を監査し、理事会・総代会に報告し、土地改良区を円滑かつ適正に運営します。

○ 県営土地改良事業「島中領地区」の実施について

島中領地区のパイプライン区域について、関係組合員及び関係機関のご理解ご協力を頂き、特定農業用管水路等特別対策事業実施に伴う埼玉県の採択を受けることができました。

この事業の目的は、県営ほ場整備事業栗橋地区にて敷設した農業用パイプラインのうち、石綿管において築造後40年以上経過し耐用年数を超過しており、維持管理に支障を来しているとともに、大震災が発生した場合には、石綿管の破損による農業用水の安定供給、液状化に伴う交差するガス管、水道管及び隣接する鉄道等への影響を未然に防止するため、管水路の更新を行うことにより、農業生産の安定化を図るものであります。

つきましては、平成26年度の事業としては、通水終了後、現場調査等に入る予定ですので、関係各位にはご理解ご協力をお願いします。

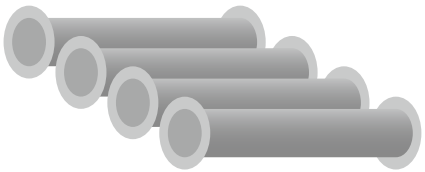

平成２５年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	１２０ｍ	14,542,500円
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	８０ｍ	7,770,000円
計		２００ｍ	22,312,500円

2. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工　事　名	施　工　箇　所	事　業　量	事　業　費
中樋遣川揚水機場補修工事	加須市中樋遣川地内	揚水機1式	4,355,400円
間鎌揚水機場補修工事	久喜市間鎌地内	揚水機1式	3,464,000円
計			7,819,400円

3. 維持管理事業

【羽生領地区】

工　事　名	施　設　名	件　数	事　業　費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路 他	55	5,231,100円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路 他	131	40,936,726円
水路修繕工事	自然排水路 他	21	10,838,222円
樋管堰枠工事	豊野用水路分水ゲート 他	11	7,381,290円
計		218	64,387,338円

【島中領地区】

工　事　名	施　設　名	件　数	事　業　費
水路浚渫工事	行幸用水路 他	8	603,400円
水路雑草藻刈工事	十王堀用水路 他	11	2,074,350円
水路修繕工事	S43小用10号用水路 他	3	1,137,150円
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場 他	21	2,858,274円
計		43	6,673,174円

■ 水路にゴミを捨てないようご協力ください。

水路に捨てられたゴミ等により通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

平成25年度　事業の完成写真

●県費単独土地改良事業　　堤根落排水路改良工事（加須市新川通地内）

（工事前）

（工事後）

●県費単独土地改良事業　　上村下ノ落排水路改良工事（羽生市大字弥勒地内）

（工事前）

（工事後）

●土地改良施設維持管理適正化事業　　間鎌揚水機場補修工事（久喜市間鎌地内）

（工事前）

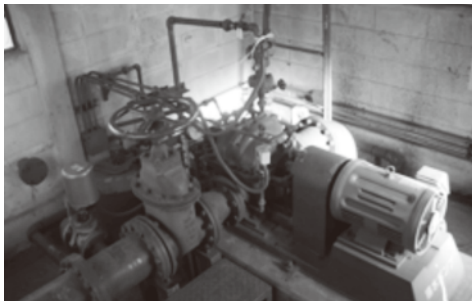

（工事後）

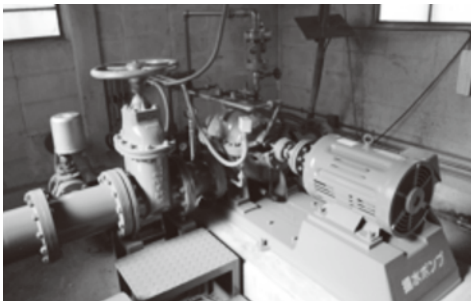

●川のまるごと再生事業（県営事業）　松原落排水路護岸等整備工事（加須市北篠崎・多門寺地内）

（工事前）

（工事後）

財務状況の公表

平成24年度　一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一 般 会 計】

（単位：円）

収入		支出	
1. 組合費	186,713,600	1. 事務費	71,137,849
2. 財産収入	3,620,353	2. 選挙費	0
3. 使用料及び手数料	21,822,295	3. 事務所費	639,511
4. 補助金及び交付金	17,854,000	4. 事業費	247,998,641
5. 受託費	9,639,000	5. 諸費	29,858,079
6. 寄付金	0	6. 諸支出金	11,137,525
7. 納付金	11,573,136	7. 繰出金	5,700,000
8. 雑収入	3,862,819	8. 諸帳簿整理費	0
9. 借入金	0	9. 予備費	0
10. 繰越金	79,327,822		
11. 繰入金	0		
12. 負担金	97,110,294		
収入合計	431,523,319	支出合計	366,471,605

収入支出差引残金　65,051,714円　翌年度へ繰越

【特 別 会 計】

（単位：円）

会計名	収入額	支出額	翌年度繰越額
職員退職手当	165,136,700	29,377,952	135,758,748
農地転用（羽生領地区）	2,588,897,603	460,810	2,588,436,793
農地転用（島中領地区）	55,825,697	0	55,825,697
維持管理積立金	18,556,658	0	18,556,658

【財 産 目 録】

（単位：円）

資産の部		負債の部	
流動資産		引当金負債	
預金　一般会計	65,051,714	職員退職手当	135,758,748
未収入金	6,166,918	農地転用決済金	2,644,262,490
特定資産		維持管理積立金	18,556,658
預金		基本財産	754,135,576
職員退職手当引当金	135,758,748		
農地転用決済金	2,644,262,490	未払金	
維持管理積立金	18,556,658	特定施設維持管理基金	50,245,478
基本財産	754,135,576		
特定施設維持管理基金	50,245,478		
固定資産			
土地　事務所敷地外306筆	96,035,230		
建物　事務所外	110,210,000		
備品　自動車外14点	2,136,401		
資産合計	3,882,559,213	負債合計	3,602,958,950

● お 願 い ●

1. 水管理について

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、より多くの取水ができません。そのため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いします。

2. 施設の破損について

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生しています。水難事故など、安全面に影響がありますので、現場を見かけた場合は、土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いします。

3. 水難事故の防止について

かんがい期間中は水の水位が上がっております。また、夕立等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて注意をお願いします。

（子供達を水難事故から守りましょう）

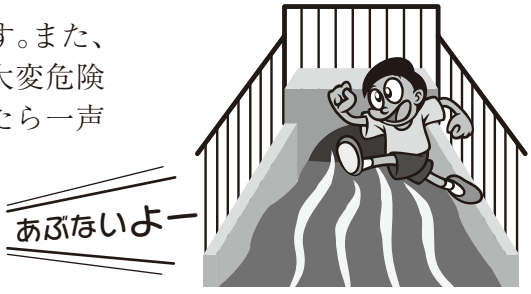

4. 境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

5. 口座振替について

土地改良区費・陸田等用排水使用料・施設使用料・目的外排水負担金等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引き落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

※ 口座振替のできる金融機関

１．埼玉りそな銀行	本・支店	７．埼玉縣信用金庫	本・支店
２．りそな銀行	本・支店	８．中央労働金庫	本・支店
３．足利銀行	本・支店	９．ほくさい農業協同組合	各支店
４．武蔵野銀行	本・支店	１０．埼玉みずほ農業協同組合	各支店
５．群馬銀行	本・支店	１１．ゆうちょ銀行	
６．東和銀行	本・支店		

※ 口座振替で納付される方へ

引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。

尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業（平成4年度から15年度実施）」で整備された農業水利施設により安定的な用水の供給と公平な水配分を行うとともに、施設の管理や保守点検業務を実施しています。昨年度は、5月から7月にかけて少雨が続き、利根川・江戸川において7月下旬から9月中旬にわたり10％の取水制限が実施されました。農業用水においても節水協力の要請があり、当連合では、葛西用水路土地改良区、羽生領島中領用排水路土地改良区と協議し、取水計画の見直しや用水配分の調整を行い、何とか稲作に大きな影響を与えることなくかんがい期を乗り切ることができました。2年続けての渇水となり組合員の皆様には多大なご協力を頂き、改めて感謝申し上げます。引き続き地域全体の用水が安定的に供給できるよう、管理調整に努めてまいります。なお、平成25年度の全地域のかんがい期に使用した総水量は約3億6千万立方メートルで許可水利権の約90％でした。

《平成26年2月14日（金）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

平成24年度一般会計収入・支出決算

収　入

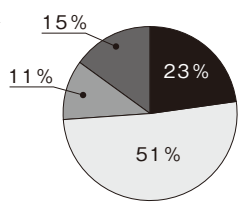

連合費	26,500,000
受託費及分担金	57,820,000
負担金	12,650,000
繰越金他	16,446,035

収入合計　113,416,035円

支　出

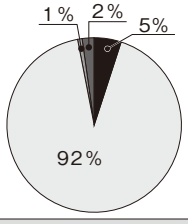

事務費	4,914,687
事業費	87,178,347
諸支出金他	844,208
操出金	2,100,000

支出合計　95,037,242円

翌年度繰越金　18,378,793円

平成26年度一般会計収入・支出予算

収　入

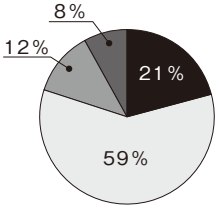

連合費	28,100,000
受託費及分担金	77,450,000
負担金	16,200,000
繰越金他	10,650,000

収入合計　132,400,000円

支　出

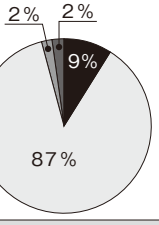

事務費	11,660,000
事業費	115,730,000
諸支出金他	2,820,000
操出金	2,190,000

支出合計　132,400,000円

◇平成26年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	16,716,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	11,384,000円
連合費　総賦課額	28,100,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管内の管理状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

◎江戸川堤防強化対策事業（なごみ堤）により移設した新田着水槽（吉川市内）

◎新田導水路空気弁分解清掃

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

地区除外申請書及び農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき※1

1.農地を宅地等へ転用するとき

※市街化区域内における農地の転用は、地区除外申請書のみ届出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

1.組合員が死亡（相続）されたとき

2.土地の所有権･耕作者の異動があったとき

3.住所の変更が生じたとき

4.農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1.土盛りをするとき

2.田から畑に地目を変更するとき**※2**

3.資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設（水路敷等）を使用するとき

1.宅地等の出入りに橋梁を設置するとき

2.排水管･水道管･ガス管等を埋設するとき

3.看板･電柱･街灯を設置するとき

陸田耕作異動申告書（羽生領地区）

陸田耕作面積等の異動があったとき

1.新たに陸田耕作を始めるとき

2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

3.貸借関係に異動があったとき

4.取水方法（用排水路･井戸）を変更したとき

5.耕作者の住所･氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限　平成26年9月30日

《注意》
異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成25年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。

～ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ～

※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。（調整区域･市街化区域）

※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

■公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。